

由利本荘市債権管理マニュアル

平成29年3月策定

令和5年9月改訂

目 次

第1章 債権の管理	1
1 債権の基礎について	1
(1)由利本荘市債権管理条例について	1
(2)由利本荘市が保有する主な債権の種類	2
(3)公債権と私債権	3
(4)自力執行権	3
2 日常の債権管理	4
(1)債権管理台帳の整備	4
(2)債権管理台帳の管理	4
(3)債務者に関する情報の利用	4
第2章 債権管理の流れ	5
1 強制徴収公債権の管理	5
(1)納入の通知	6
(2)督促	6
(3)催告	6
(4)財産調査	7
(5)滞納処分	7
(6)時効による消滅	8
(7)不納欠損	8
2 非強制徴収公債権の管理	9
(1)納入の通知	10
(2)督促	10
(3)催告	10
(4)財産調査等	11
(5)権利についての協議を行う旨の合意について	12
(6)強制執行とは	12
(7)徴収停止等(由利本荘市財務規則第 220 条、第 221 条、第 222 条)	14
(8)債権の消滅	15
(9)不納欠損	16
(10)議会への報告	16
3 私債権の管理	17
(1)債権の発生	18
(2)納入の通知	18
(3)督促	19
(4)催告	19
(5)財産調査等	20
(6)権利についての協議を行う旨の合意について	21
(7)強制執行とは	21
(8)徴収停止等(由利本荘市財務規則第 220 条)	23
(9)債権の消滅	24
(10)不納欠損	25
(11)議会への報告	25
参考資料	26
公債権と私債権の分類表	26
参考様式1 督促状	27
参考様式2 催告書	28
参考様式3 放棄したその他の債権の報告について	29
参考様式4 私債権放棄調書	30
○由利本荘市債権管理条例	32
○由利本荘市債権管理条例施行規則	35
○市長の専決処分事項の指定について	36

第1章 債権の管理

1 債権の基礎について

(1) 由利本荘市債権管理条例について

ア 条例制定の目的(第 1 条関係)

本条例は、市が有する債権の徴収等に関し必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正化を図り、もって市の公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的として制定したものである。

イ 条例の概要

(ア) 対象債権(第 2 条関係)

市のすべての債権を対象とする。

- ① 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- ② 市税 市の債権のうち、地方税法(昭和25年法律第 226 号)の規定に基づく徴収金に係るものをいう。
- ③ 公課 市税以外の市の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものという。
- ④ その他の債権 市の債権のうち、市税及び公課以外のものをいう。

(イ) 債務者に関する情報の共有の規定(第 6 条関係)

滞納が発生した場合に、徴収事務等の遂行に必要な限度において、関係部署間で情報を共有できることを定めている。

(ウ) 督促の規定(第 7 条関係)

債務者が納期限までに納付しない場合に、督促を行うことを定めている。

(エ) 納付しない場合の手続き等の規定(第 8 条から第 13 条関係)

督促後、相当の期間が経過しても納付しない場合に、強制徴収公債権については滞納処分や滞納処分の停止を、私債権等については強制執行や徴収停止等を行うことを定めている。

(オ) 債権放棄の規定(第 14 条関係)

徴収が不能又は不相当とされる私債権等については、一定の要件に該当する場合に、債権を放棄できることを定めている。なお、債権放棄する場合は審査を経て、放棄することができる。

また、放棄した場合は、議会へ報告する。

(2)由利本荘市が保有する主な債権の種類

本庁所管課	債権名称	債権区分	消滅時効期間		時効援用の要否
			R2.4.1以降	R2.3.31以前	
収納課	市税	(強)公債権	5年	5年	不要
	国民健康保険税	(強)公債権	5年	5年	不要
	事故補填金償還金	私債権	5年	5年	必要
管財課	区有地の貸付料(石脇財産区)	私債権	5年	5年	必要
	普通財産貸付料	私債権	5年	5年	必要
情報政策課	YBネット使用料 ほか	私債権	5年	5年	必要
	CATV 使用料 ほか	私債権	5年	5年	必要
市民課	後期高齢者医療保険料	(強)公債権	2年	2年	不要
	高額療養費貸付金	私債権	5年	5年	必要
	福祉医療費返還金	私債権	5年	5年	必要
	一般被保険者返納金(診療報酬返還分)	私債権	5年	5年	必要
	退職被保険者等返納金(診療報酬返還分)	私債権	5年	5年	必要
	一般被保険者返納金	(非)公債権	5年	5年	不要
生活環境課	指定収集袋によるごみ処理手数料	(非)公債権	5年	5年	不要
福祉支援課	生活保護法第 78 条徴収金	(強)公債権	5年	5年	不要
	障がい者住宅整備資金貸付金	私債権	5年	10年	必要
	生活保護費過支給戻入	(非)公債権	5年	5年	不要
	生活保護法第 63 条返還金	(強)公債権	5年	5年	不要
子ども未来課	保育所入所者負担金	(強)公債権	5年	5年	不要
	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付金	私債権	5年	10年	必要
	放課後児童クラブ保護者負担金	私債権	5年	5年	必要
	児童扶養手当返還金	(非)公債権	5年	5年	不要
長寿生きがい課	高齢者住宅整備資金貸付金	私債権	5年	10年	必要
	通所介護自己負担金(東光苑)	私債権	5年	5年	必要
	施設介護サービス自己負担金(東光苑)	私債権	5年	5年	必要
	短期入所生活介護自己負担金(東光苑)	私債権	5年	5年	必要
	老人保護扶養義務者負担金	(非)公債権	5年	5年	不要
農業振興課	出羽丘陵東部区域広域農業開発事業負担金	(非)公債権	5年	5年	不要
建築住宅課	市営住宅使用料	私債権	5年	5年	必要
	市営住宅駐車場使用料	私債権	5年	5年	必要
営業課	下水道使用料	(強)公債権	5年	5年	不要
	水道料金(上水)	私債権	5年	2年	必要
	ガス料金	私債権	5年	5年	必要
	ガス警報器リース料	私債権	5年	5年	必要
	集落排水施設(浄化槽施設)使用料	(非)公債権	5年	5年	不要
下水道課	下水道事業受益者負担金	(強)公債権	5年	5年	不要
	集落排水事業分担金	(強)公債権	5年	5年	不要
学校教育課	奨学資金貸付金	私債権	5年	10年	必要
	学校給食費	私債権	5年	2年	必要

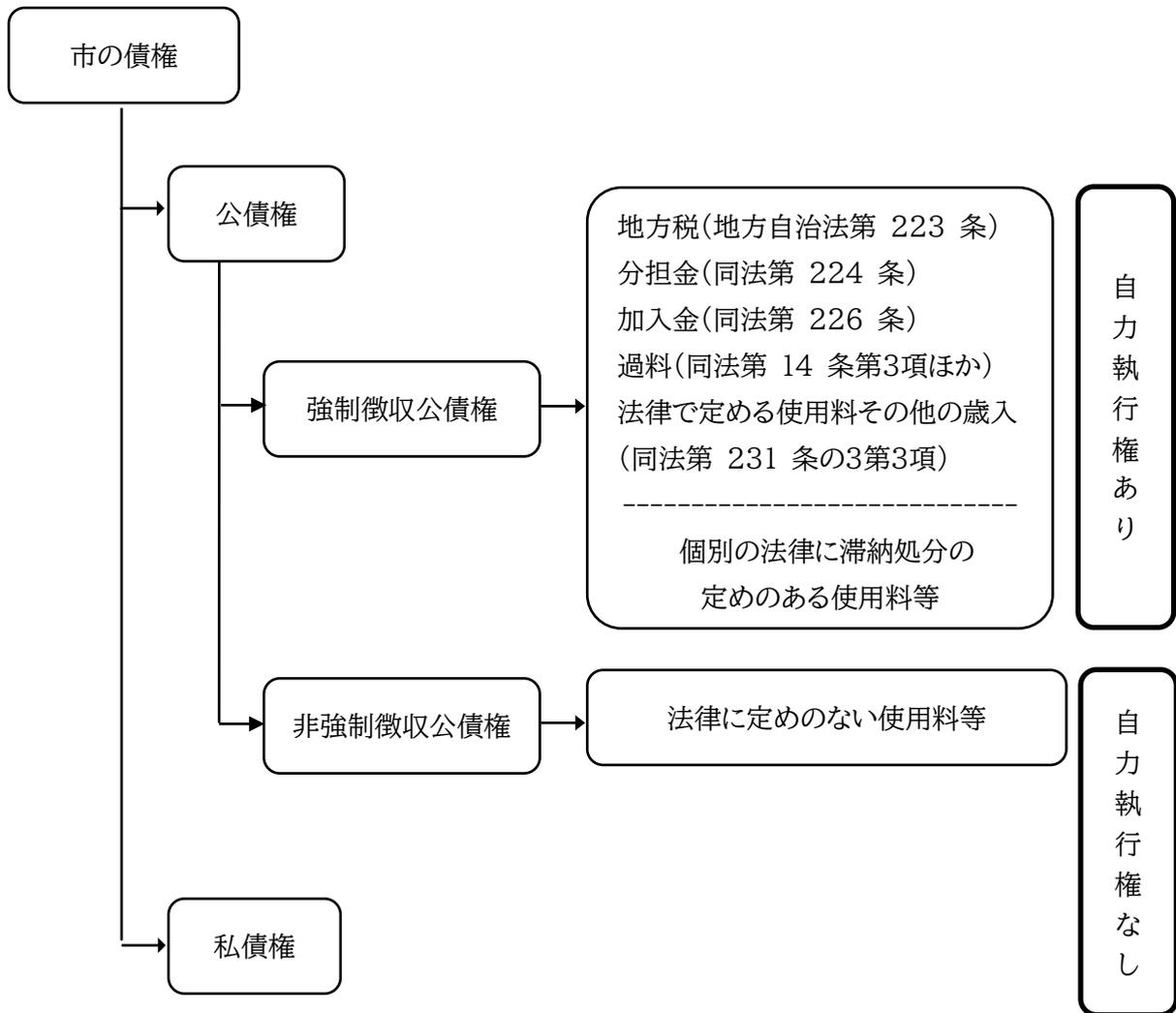
【参考】

本荘由利広域市町村圏組合	介護保険料	(強)公債権	2年	2年	不要
--------------	-------	--------	----	----	----

※(強)公債権・・・強制徴収公債権 (非)公債権・・・非強制徴収公債権

(3)公債権と私債権

地方自治体の債権とは、金銭の給付を目的とする権利(地方自治法第 240 条第1項)である。自治法上の債権は、その発生原因により、公法上の債権と私法上の債権に区分される。



市の債権…………自治体が保有する金銭の給付を目的とする権利

①公債権…………公法上の原因に基づき発生する権利

強制徴収公債権……国税等の滞納処分の例により徴収できる債権

非強制徴収公債権……公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権

②私債権…………私法上の原因に基づき発生する債権

(4)自力執行権

自力執行権とは、一部の公債権において、裁判所の力(債務名義)によらず、法の定めるところに従い、自らの力(強制徴収)により差押えなどの債権回収ができる権利のことであり、行政にのみ与えられた権利である。

2 日常の債権管理

(1)債権管理台帳の整備

債権管理は、監査委員による監査の対象になり(地方自治法第 199 条第1項)、また、議会の検査権(同法第 98 条第1項)による検査等の対象にもなる。

さらに、債権回収のために裁判手続等をとった際には、債権債務関係を明らかにするための証拠となるものが必要である。

このため、債権管理を適正に行うためには、以下の事項を記載した台帳を整備する必要がある。

- ① 債務者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の名)
- ② 市の債権の名称
- ③ 市の債権の種類
- ④ 市の債権の金額
- ⑤ 市の債権の根拠法令等
- ⑥ 市の債権の発生の原因及び年月日
- ⑦ 履行期限
- ⑧ 利率その他利息に関する事項
- ⑨ 担保(保証人の保証を含む。)に関する事項
- ⑩ 履行の状況
- ⑪ 履行の遅滞に係る延滞金、損害賠償金その他の徴収金に関する事項
- ⑫ 市の債権の管理に係る措置に関する事項
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

返済や支払の実績、督促状の発付、文書催告、納付相談、電話催告、臨戸訪問等の内容を遅滞なく記録するとともに、台帳を定期的に点検し、記録内容に不備や漏れがないよう適正に管理する。

(2)債権管理台帳の管理

債権管理台帳は、債務者ごとに管理する。申込み時の書類はもちろん、督促した際の文書や履行延期特約時の契約書や内容証明郵便等についても、一連一体として管理しておく必要がある。

また、債権管理台帳は、情報公開請求及び個人情報開示請求の対象になるため、取り扱い等に十分に留意し、適切な管理を行う。

(3)債務者に関する情報の利用

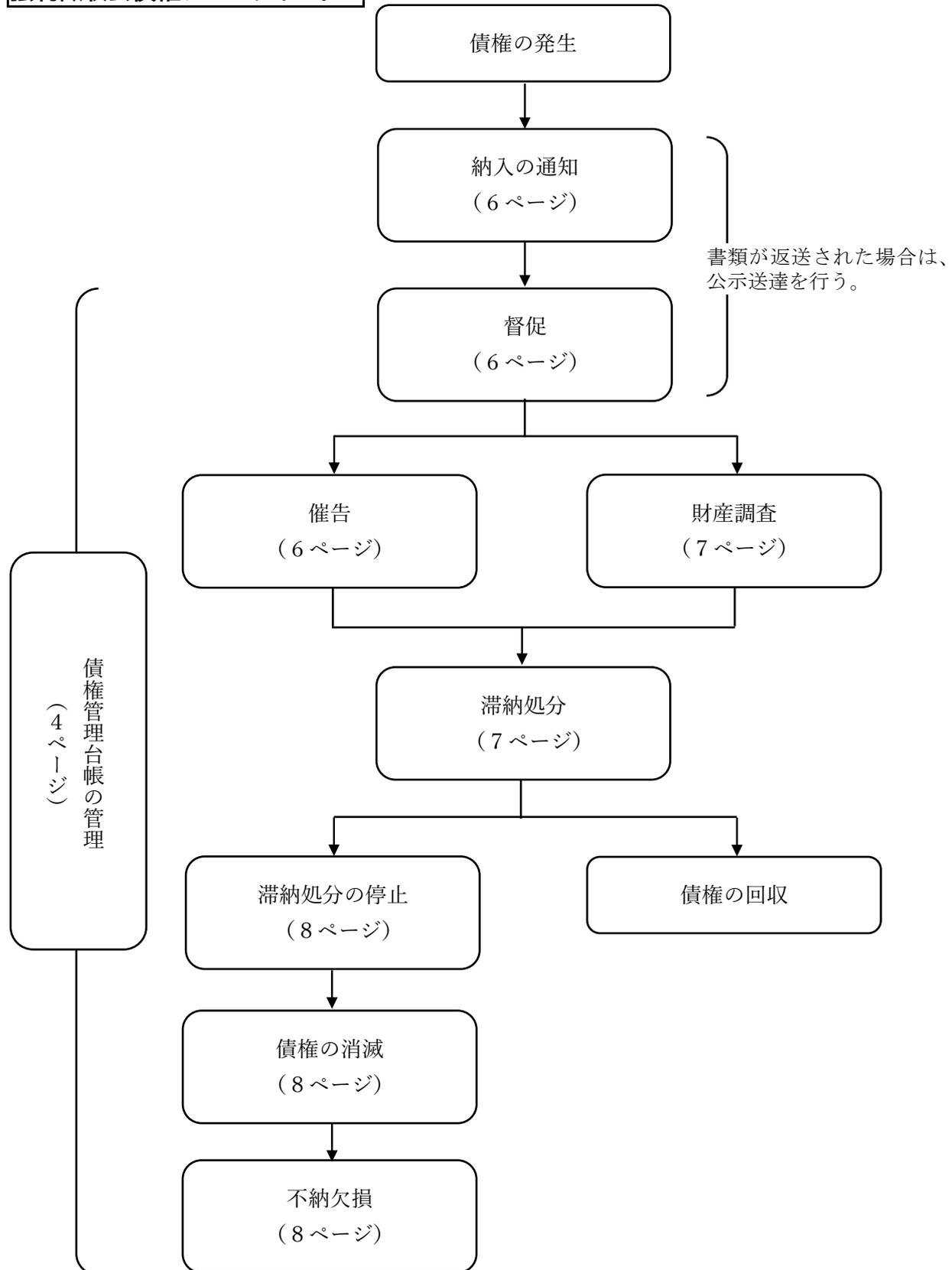
市の債権に係る納付金について納付遅滞となった債務者が同時に市税等を滞納している場合においては、同一の実施機関(由利本荘市個人情報保護法施行条例(令和5年由利本荘市条例第2号)第2条第2項に規定する実施機関をいう。)内において市税等に関する情報を利用し、又は提供することができる。

市に対する債務の支払いが滞っている者に対し、債務者の情報を共有し適切に相談業務を行うことは、業務の効率化及び利便性の観点から有益といえる。今後は、重複債務者に対する債権管理の効率化に向け、債務者に関する情報を積極的に活用していく必要がある。

第2章 債権管理の流れ

1 強制徴収公債権の管理

強制徴収公債権フローチャート



(1)納入の通知

地方公共団体の歳入を収入するときは、調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。
(地方自治法第 231 条、地方税法第 13 条)

納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でなければならない。(地方自治法施行令第 154 条第3項)

≪公示送達≫

送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な場合には、公示送達をすることができる。公示送達は、送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を自治体の掲示場に掲示して行い、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったとみなす。(地方自治法第 231 条の3第4項、地方税法第 20 条の2)

公示送達の事務を怠ると、書類が送付されず、納付の通知等について送達を受けるべき者は、その納付に関し知り得ないということになるため、滞納処分を行うことができない。

(2)督促

ア 督促とは

督促とは、債務者が納期限を過ぎても納付をしない場合に、期限を指定してその納付を促す行為をいう。

イ 督促の時期

納期限後 20 日以内に、市長名で督促状を発する。(債権管理条例第 7 条、施行規則第 4 条)ただし、個別の法令がある場合は、その法令による。なお、督促状に記載する納期限は、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日とする。

ウ 督促の意義

滞納処分の前提要件のため、督促を行わないと、滞納処分の手続きができない。(地方自治法第 231 条の3第3項)なお、納入の通知及び督促は、初回に限り時効更新の効力を有する。

エ 督促手数料及び延滞金

公債権について督促をした場合においては、条例の定めるところにより、督促手数料及び延滞金を徴収することができる。(地方自治法第 231 条の3第2項、由利本荘市税条例第 11 条及び第 13 条)

オ 不服申立て

督促状には、債務者がその処分に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立てをすることができる期間を教示しなければならない。(行政不服審査法第 57 条、地方税法第 19 条ほか)不服申立てをすることができる期間は、督促の処分を受けた日の翌日から起算して 3 ヶ月以内である。(地方自治法第 231 条の3第6項)

(3)催告

ア 催告とは

催告とは、債務者に債務の履行を求める裁判外の請求である。督促とは異なり、単なる納期限後の請求であるが、期限の定めがない債権に係る催告については、債務者に遅滞の責任を負わせることができる。(民法第 412 条)なお、催告では時効の更新の効力は生じないが、消滅時効の完成日以前に行った催告については、催告をした日から6か月を経過するまでの間は、時効の完成が猶予される。(民法第 150 条第 1 項)

イ 催告の要領

督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に履行を促すため、速やかに文書、電話、訪問等による催告及び折衝に着手する。

催告における債務者との折衝は、債務者の生活状況の正確な把握とともに、債務者の履行意思を確認し、今までの経過を十分理解してあたることが必要であり、滞納処分に進むか、徴収猶予(地方税法第 15 条)や滞納処分の停止(地方税法 15 条の7)を行うか見極めるためにも、極めて重要な手段となる。

ウ 電話催告

(ア) 自宅や携帯電話に対して行い、早期納入の依頼、納入予定時期の確認等を行うものとする。

(イ) 電話後に折衝内容を債権管理台帳に記載する。

エ 文書催告

(ア) 督促納期限を経過しても、なお完納しないときは催告書を送付する。

(イ) 原則年3回(9 月、11 月、3 月)は実施するが、債権によっては送付時期、回数を考慮し行う。

オ 臨戸訪問

(ア) 電話催告や文書催告をしても効果がない、本人と接触できない、債務者の生活実態を把握する必要があるときは、臨戸訪問を行う。

(イ) 徴税吏員証や身分証明等を必ず携帯する。

カ 折衝上の留意点

(ア) 負担の公平性を説明し、期限内履行を求める。口座振替等の支払いやすい方法を勧める。

(イ) 支払がない場合に、法的手続に進む可能性があることを説明する。

(ウ) 不履行の原因、収入状況、負債状況、財産状況など聴き取る。

(エ) 日頃から債権に関する法令に精通するよう努力し、適切な対応をできるようにする。

(オ) 分納誓約などの合意を得る場合は、完納となる計画を立てる。

(カ) 病気や多額の負債等で支払が困難な場合は、状況に応じ他部署と連携し対応する。

(4)財産調査

ア 財産調査

滞納処分の手続に着手するために、債務者の財産の状況を把握する必要がある。財産調査の時期は、督促の納付期限が過ぎた時点(債務不履行)から行う。

調査は、強制徴収公債権の場合には、預貯金、給与、生命保険、売掛金、不動産等について金融機関、勤務先、取引先、第三債務者等に対して行うことができる。(地方税法第 298 条、国税徴収法第 141 条ほか)また、官公署に対しても資料提供等の協力を求めることができる。

(地方税法第 20 条の 11、国税徴収法第 146 条の2)

イ 情報共有

強制徴収公債権の担当部署間では、情報共有が可能である。(債権管理条例第 6 条第1項)ただし、情報を漏えいした場合は、罰則を科されることとなる。(地方公務員法第 34 条第1項(守秘義務)、地方税法第 22 条)

(5)滞納処分

ア 滞納処分とは

滞納処分とは、強制徴収公債権において、納付すべき者が納期限までに納付せず、かつ、督促により納付を催告してもなお納付しないときに、自力執行権により滞納者の財産を差し押さえ、当該財産を公売により換価し、その換価した額から徴収する行政処分のことである。

地方税の滞納処分の例によるとされている債権については、滞納処分に関する限り、地方税の滞納処分と同一の手続によって処分すべきであり、地方税法及び同法において準用している国税徴収法等も含め、

地方税の滞納処分に関する手続規定は一切適用される。したがって、滞納処分のほか、督促、延滞金手続（個別法で延滞金の率が異なるものは個別法による）、還付金、加算金、充当、書類の送達（公示送達）等の規定が準用される。

イ 滞納処分の手続

滞納処分の具体的な手続は、基本的には国税徴収法の例による。（地方税法第 331 条第6項ほか）

ウ 差押え

差押えとは、滞納者が特定財産について処分を禁止する行為をいい、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは、財産の差押えを行う。（地方税法第 331 条第1項ほか）

エ 財産の換価

金銭以外の差押財産については、換価、すなわち金銭に換えなければならない。（国税徴収法第 89 条）換価は、原則として公売（入札又はせり売り）によらなければならない。（国税徴収法第 94 条第1項）

オ 配当

差押財産の売却代金等、滞納処分によって得られた金銭を租税その他の債権に配分する。（国税徴収法第 128 条）

カ 交付要求及び参加差押え

交付要求とは、債務者の財産について既に強制換価手続が開始されている場合には、その手続に参加して先行の強制換価代金から配当を受ける制度である。（地方税法第 331 条第4項ほか、国税徴収法第 82 条）

参加差押えは、交付要求の一種で、先行する滞納処分手続に参加してその換価代金から配当を受ける効力を持つほか、先行の滞納処分による差押えが解除された場合に差押えの効力が発生する。（地方税法第 331 条第5項ほか、国税徴収法第 86 条）

強制徴収できる債権は、国税、地方税、公課の順に優先充当が規定されており（地方税法第 14 条、国税徴収法第8条）、法定納期限等以前に設定された質権は国税に優先する。（国税徴収法第 15 条）また、法定納期限等以前に設定された抵当権は地方税に優先する。（地方税法第 14 条の 10）

キ 滞納処分の停止

滞納処分を行うなかで、債務者に財産がないと判断したとき、滞納処分の執行を停止することができる。（地方税法第 15 条の7第1項）

執行停止後3年間経っても停止要件に該当する事実に変化がない場合、消滅時効の経過を待たず消滅する。（地方税法第 15 条の7第4項）ただし、執行停止に時効中断の効果はないため、停止から3年経過する前に時効の期間を経過した場合、時効により消滅する。

また、執行停止後に資力回復、差押可能財産が見つかった場合は執行停止を解除する。

(6)時効による消滅

公債権については、5年間の消滅時効期間が経過したときは、債務者が時効の援用を行わない場合においても消滅する。（地方自治法第 236 条）

時効期間経過後は、当該債権の納入を受けることはできない。

(7)不納欠損

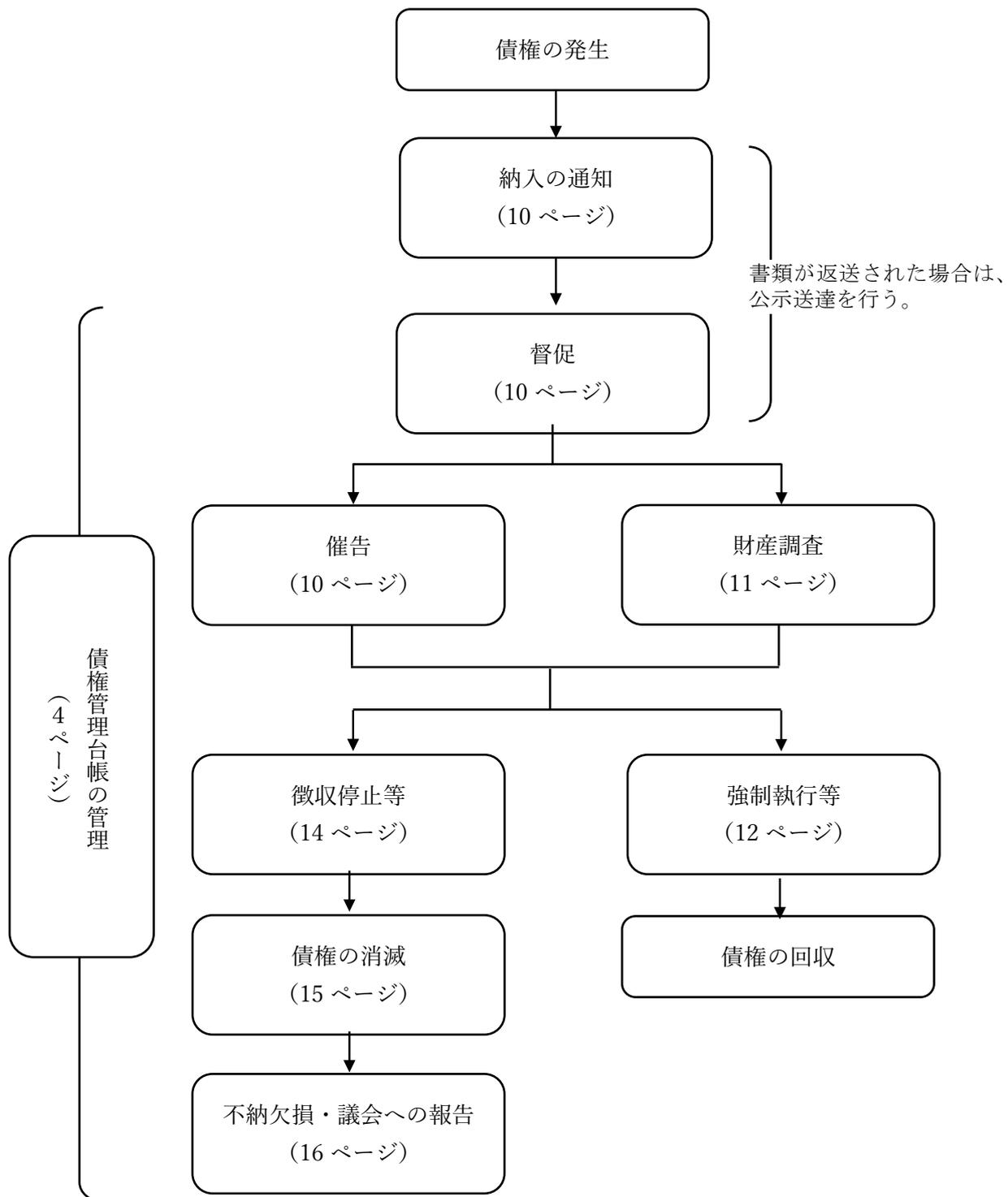
不納欠損処分とは、収納がないにもかかわらず徴収事務を終了させる決算上の処分である。債権が消滅した場合には、不納欠損調書を作成し、債権管理台帳等のその証となる書類を添付し、市長の決裁を受けた後、直ちに会計管理者に通知しなければならない。（由利本荘市財務規則第 49 条）

不納欠損処分を行った旨、債務者へ通知することができる。

- (ア) 不納欠損処分について、市長の決裁後、直ちに会計管理者へ通知しなければならない。
- (イ) 直近の市議会等で不納欠損の予算の専決報告をする。
- (ウ) 市議会決算審査委員会で前年度の不納欠損処分の報告をする。

2 非強制徴収公債権の管理

非強制徴収公債権フローチャート



(1)納入の通知

地方公共団体の歳入を収入するときは、調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。
(地方自治法第 231 条)

納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でなければならない。(地方自治法施行令第 154 条第3項)

「公示送達」

送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な場合には、公示送達をすることができる。

公示送達は、送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を自治体の掲示場に掲示して行い、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったとみなす。(地方自治法第 231 条の3第4項)

公示送達の事務を怠ると、書類が送付されず、納付の通知等について送達を受けるべき者は、その納付に関し知り得ないということになるため、強制執行を行うことができなくなる。

(2)督促

ア 督促とは

督促とは、債務者が納期限を過ぎても納付をしない場合に、期限を指定してその納付を促す行為をいう。

イ 督促の時期

納期限後 20 日以内に、市長名で督促状を発する。(債権管理条例第7条、施行規則第4条)ただし、個別の法令がある場合は、その法令による。なお、督促状に記載する納期限は、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日とする。

ウ 督促の意義

法令の規定により地方自治体ができる納入の通知及び督促は、初回に限り時効更新の効力を有する(地方自治法第 236 条第4項)。非強制徴収公債権に係る督促についても、地方自治法施行令第 171 条が法令の規定とされるため、時効更新の効力を有することとなる。

エ 督促手数料及び延滞金

公債権について督促をした場合においては、条例の定めるところにより、督促手数料及び延滞金を徴収することができる。(地方自治法第 231 条の3第2項、市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例)

オ 不服申立て

督促状には、債務者がその処分に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立てをすることができる期間を教示しなければならない。(行政不服審査法第 57 条)

不服申立てをすることができる期間は、督促の処分を受けた日の翌日から起算して 3 ヶ月以内である。(地方自治法第 231 条の3第6項)

(3)催告

ア 催告とは

催告とは、債務者に債務の履行を求める裁判外の請求である。督促とは異なり、単なる納期限後の請求であるが、期限の定めがない債権に係る催告については、債務者に遅滞の責任を負わせることができる。(民法第 412 条)

なお、催告では時効の更新の効力は生じないが、消滅時効の完成日以前に行った催告については、催告をした日から6か月を経過するまでの間は、時効の完成が猶予される。(民法第 150 条第 1 項)

イ 催告の要領

督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に履行を促すため、速やかに文書、電話、訪問等による催告及び折衝に着手する。

催告における債務者との折衝は、債務者の生活状況の正確な把握とともに、債務者の履行意思を確認し、今までの経過を十分理解してあたることが必要であり、強制執行に進むか、履行延期の特約等を行うかの見極めをするためにも、極めて重要な手段となる。

なお、連帯保証人を設定している場合には、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する催告を行う。

ウ 電話催告

(ア) 自宅や携帯電話に対して行い、早期納入の依頼、納入予定時期の確認等を行うものとする。

(イ) 電話後に折衝内容を債権管理台帳に記載する。

エ 文書催告

(ア) 督促納期限を経過しても、なお完納しないときは催告書を送付する。

(イ) 原則年3回(9月、11月、3月)は実施するが、債権によっては送付時期、回数を考慮し行う。

(ウ) 連帯保証人を設定している債権については、連帯保証人に対しても催告する。

オ 臨戸訪問

(ア) 電話催告や文書催告をしても効果がない、本人と接触できない、債務者の生活実態を把握する必要があるときは、臨戸訪問を行う。

(イ) 徴税吏員証や身分証明書を必ず携帯する。

カ 折衝上の留意点

(ア) 負担の公平性を説明し、期限内履行を求める。口座振替等の支払いやすい方法を勧める。

(イ) 支払がない場合に、法的手続に進む可能性があることを説明する。

(ウ) 不履行の原因、収入状況、負債状況、財産状況など聴き取る。

(エ) 日頃から債権に関する法令に精通するよう努力し、適切な対応を出来るようにする。

(オ) 分納誓約などの合意を得る場合は、完納となる計画を立てる。

(カ) 病気や多額の負債等で支払が困難な場合は、状況に応じ他部署と連携し対応する。

(4)財産調査等

ア 財産調査

強制徴収公債権とそれ以外の債権とは、財産調査のできる範囲、手法等に違いがある。強制徴収できる債権の場合は、国税徴収法の規定が準用されることから、預貯金、生命保険、保証金等の調査を行うことができるが、強制徴収できない債権の場合は、一部を除き、法令上、弁護士又は法務大臣の許可を受けた債権管理回収業者以外の者は行えない。(弁護士法第23条の2、債権管理回収業に関する特別措置法第11条)そのため、債務者の生活状況等の聴き取りが中心となることから、未納がある場合には、法的手段をとることを念押しするなど事前の対応が重要である。

イ 独自で調査できるもの

① 住民票(住民基本台帳法第11条、第12条の2)

② 戸籍謄本(戸籍法第10条の2第2項)

③ 不動産登記簿(不動産登記法第119条～第121条)

④ 商業登記簿(商業登記法第10条～第11条の2)

⑤ 自動車登録事項等証明書(道路運送車両法第22条)

※自動車登録番号及び車台番号下7桁が必要

⑥ 事件記録(民事訴訟法第91条、民事執行法第20条、刑事訴訟法第53条)

- ウ 弁護士に依頼し調査できるもの
 - ① 所在調査
 - ② 預金口座
 - ③ 生命保険の解約返戻金請求権 など

エ 情報共有

非強制徴収公債権は、一定の範囲で情報共有が可能である。(債権管理条例第 6 条第1項)ただし、情報を漏えいした場合は、罰則を科されることとなる。(地方公務員法第 34 条第1項(守秘義務)、地方税法第 22 条)

(5)権利についての協議を行う旨の合意について

当事者間で権利についての協議を行う旨の合意が書面又は電磁的記録によってされた場合には、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効の完成が猶予される。(民法第 151 条)

- (ア) その合意があった時から1年を経過した時
- (イ) その合意において当事者が協議を行う期間(1年に満たないものに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時
- (ウ) 当事者の一方から相手側に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6か月を経過した時

上記の時効の完成が猶予されている間にされた再度の合意についても時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない。

また、催告によって時効の完成が猶予されている間にされた上記の合意は、時効の完成猶予の効力を有しない。また、上記の合意により時効の完成猶予がされている間にされた催告についても、同様とする。

(6)強制執行とは

強制執行とは、国の執行機関(執行裁判所及び執行官)が、債権者の債権を強制的に実現させる制度である。強制執行は、債権者の申立てにより、債務者の財産を差し押さえ、これを直接交付したり、換価し、配当等を行ったりして債権を実現させる。

ア 担保権の実行

担保の付されている債権又は保証人の保証がある債権については、担保の処分、若しくは競売その他の担保権の実行又は保証人に対して履行を請求する。

イ 強制執行等

(ア) 債務名義の取得

担保権や保証人が設定されておらず、かつ、債務名義が取得されていない債権については、訴訟手続による履行請求を行う、なお債務名義を取得するには以下のものがある。

≪債務名義とは≫

債務名義とは、強制執行が予定されている私法上の徴収権の存在、範囲、債権者及び債務者を公に証明し、法律がこれに執行力を認めた公の文書のことである。強制執行を行うためには、債務名義が必要となる。(民事執行法第 25 条)

① 通常訴訟(民事訴訟法第 134 条)

通常訴訟とは、民事訴訟法の原則的規定に従った通常の訴訟をいう。金銭の支払だけでなく、建物の明渡しなどの請求も可能であるため、貸付債権の回収から各サービスの利用料の滞納者への対

応まで幅広い対応が可能である。なお、訴訟を提起するには、あらかじめ議会の議決を経しておく必要がある(地方自治法第 96 条第1項第 12 号)が、1件の金額が140万円以下の財産上の請求に係る訴えに関しては議会の議決は必要ない。

② 少額訴訟(民事訴訟法第 368 条～第 381 条)

少額訴訟とは、少額の民事上の紛争について、紛争額に見合った時間と費用(経済的負担)と労力で、効果的に紛争を解決できるように手続をできる限り簡易にして迅速な解決を可能にしたものである。また、少額訴訟には、以下の特徴がある。

- ・ 訴訟の目的の価額が 60 万円以下の金銭の支払の請求を目的とする。
- ・ 少額訴訟は同一の簡易裁判所には年間 10 回までしか起こすことができない。
- ・ 被告の申述があった場合には、通常の訴訟手続に移行する。
- ・ 原則として、1回の口頭弁論期日で審理が完了する。
- ・ 少額訴訟の終局判決に対しては、控訴をすることができない。

③ 支払督促(民事訴訟法第 382 条～第 396 条)

支払督促とは、債権者の申立てのみを簡易裁判所書記官が書面で審査し、支払督促を発付し、債務者から異議が申し立てられない場合には債権者に債務名義を取得させる制度をいう。その特徴は以下のとおりである。

- ・ 申立ての審査は、書面でのみ行われ、裁判所に出頭する必要はない。
- ・ 支払督促の送達から2週間以内に債務者から督促異議の申立てがされない場合には、裁判所に支払督促への仮執行宣言の付記を申し立て、債務名義を取得することができる。
- ・ 支払督促の申立てには、議会の議決は必要ない。ただし、督促異議の申立てがあったときは、訴えの提起があったものとみなされ、議会の議決が必要となる(地方自治法第 96 条第1項第 12 号)が、1件の金額が140万円以下の財産上の請求に係る訴えに関しては議会の議決は必要ない。

④ 起訴前の和解(民事訴訟法第 275 条)

起訴前の和解とは、民事上の争いについて当事者間で合意できるであろうという場合に簡易裁判所に対し和解の申立てをし、合意の結果を調書に記載することによって、訴訟上の和解としての効力(民事訴訟法第 267 条)を得ることができる簡便な手続である。その特徴は以下のとおりである。

- ・ 必要な手続は、起訴前の和解申立書の提出と期日の出頭のみであり、通常1回程度の期日で和解が成立する。
- ・ 申立手数料は、請求の価格にかかわらず 2,000 円(民事訴訟費用等に関する法律第 3 条別表第1の第9項)と低廉である。
- ・ 起訴前の和解を申し立てるには、あらかじめ議会の議決が必要である(地方自治法第 96 条第1項第 12 号)が、1件の金額が140万円以下の財産上の請求に係る和解に関しては議会の議決は必要ない。

⑤ 民事調停(民事訴訟法第 16 条)

民事調停とは、当事者の互譲の精神をもってする自主的な話し合いによる合意を尊重し、その合意が違法又は著しく不当でない場合に、これを調書に記載することによって、訴訟上の和解と同一の効力を持たせる制度である。なお、調停を提起するには、あらかじめ議会の議決を経おく必要がある(地方自治法第 96 条第1項第 12 号)が、1件の金額が140万円以下の財産上の請求に係る調停に関しては議会の議決は必要ない。

(イ) 強制執行

強制執行は、債権者の申立てにより国の執行機関(執行裁判所及び執行官)が債権者の債権を強制的に実現させる制度である。強制執行できるものについては以下のものがある。

不動産執行	対象	・土地や建物等の不動産。
	メリット	・換価金額が大きい。
	デメリット	・費用や時間がかかる。 ・抵当権等が設定されていると配当が回ってこない場合がある。 ・少額債権では、過剰差押として執行が認められない。
動産執行	対象	・家財道具や社債等。
	メリット	・迅速、簡便。
	デメリット	・換価金額が小さい。
債権執行	対象	・預金、給与等。
	メリット	・確実な金銭債権があれば迅速、簡便に債権回収が可能。
	デメリット	・確実な金銭債権を発見することが必要。

(7)徴収停止等(由利本荘市財務規則第 220 条、第 221 条、第 222 条)

地方自治法施行令では、長がとることのできる措置として、徴収停止(地方自治法施行令第 171 条の 5)、履行延期の特約等(地方自治法施行令第 171 条の6)、免除(地方自治法施行令第 171 条の7)を定めている。

ア 徴収停止とは

徴収停止とは、具体的には債務者が行方不明になったり、法人である債務者が事業を休止したりして事実上徴収ができなくなる場合や、金額が少額で訴訟等の手段をとることが経済的合理性に欠ける場合に、以降その債権の保全及び取立てを停止する措置である。

徴収停止ができる場合については、地方自治法施行令第 171 条の5に規定がある。

- (ア) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (イ) 強制執行することによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- (ウ) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- (エ) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- (オ) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。強制執行の費用は差し押さえるべき財産の種類によって異なるため、(ウ)(エ)については、強制執行の措置をとることに経済的合理性があるのかという観点からそれぞれの案件に応じて判断すべきである。

なお、徴収停止は、単に地方自治体の内部においてする整理に過ぎず、債務の内容を変更するものではない。

また、徴収停止は債権の消滅事由ではないため、債権を消滅させるためには、地方自治法施行令第 171 条の7の規定に基づき免除するか、時効によらなければならない。徴収停止期間中も時効は進行していることから、債務者の所在や財産状況等を捕捉するなどし、債務者の資産状況が好転した場合等、事情の変更があったときは、徴収停止の措置を撤回しなければならない。

イ 履行延期の特約等

履行延期の特約とは、具体的には滞納金を分納させたり、もともと分納の予定であった1回あたりの償還金額を減額したり、文字どおり徴収を一定期間猶予したりすることを指す。

履行延期の特約ができる場合については、地方自治法施行令第 171 条の6第1項に規定がある。

- (ア) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (イ) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (ウ) 債務者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (エ) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (オ) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、(ア)から(ウ)までに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

履行延期の特約をすべきか判断する際に重要な点は、履行延期の特約をすることが、市の徴収上有利であると認められるかどうかであり、徴収上有利でない場合には、強制執行又は徴収停止の段階に進むことが望ましい。

また、履行延期の特約を行う際には、債務不履行に備え、罰則等について契約書を取り交わすなど、事前に措置を講じる必要がある。

ウ 免除

履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。免除については、議会の議決は要しない。

(8)債権の消滅

ア 時効消滅

公債権については、5年間の消滅時効期間が経過したときは、債務者が時効の援用を行わない場合においても消滅する。(地方自治法第 236 条)

時効期間経過後は、当該債権の納入を受けることはできない。

イ 債務免除

債務者が無資力またはこれに近い状態に該当し履行期限の特約・処分をした債権について、当初の履行期限から 10 年を経過した後、なお同様の状態にあり、弁済する見込みがないと認められるときは、免除できる。

ウ 債権放棄

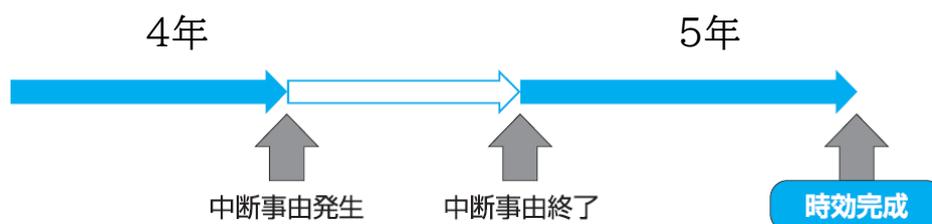
非強制徴収公債権について以下のいずれかに該当する場合には、放棄することができる。

- (ア) 消滅時効が完成したとき。
- (イ) 法人の清算が終了したとき。
- (ウ) 債務者の死亡後に限定承認があり、十分な弁済が見込めないとき。
- (エ) 破産等により債務者がその責を免れたとき。
- (オ) 強制執行等をした後でも、履行される見込みがないとき。
- (カ) 徴収停止後も履行される見込みがないとき。
- (キ) 債務者が失そう、行方不明その他これに準ずる事情にあり、十分な弁済が見込めないとき。

(ク) 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法の適用を受け又はこれに準じる状態)にあり、資力の回復が困難であるとき。

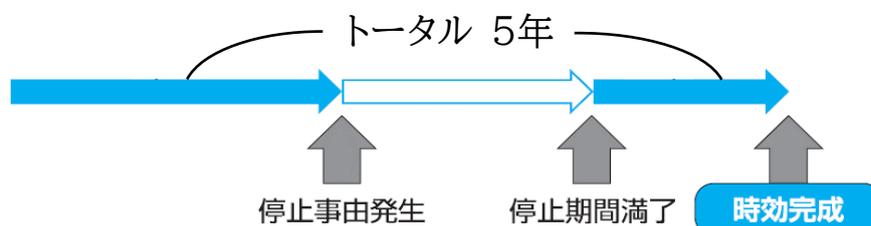
《時効の更新》

時効の更新とは、一定の事実状態が継続している場合に、それと相容れない内容の事実が発生したことにより、時効の進行が阻止されることである。なお、時効が更新された場合には、すでに進行した時効期間の利益は失われ、新たな時効期間が進行することとなる。時効の更新事由には、納入の通知及び督促、債務承認(一部納付を含む。)をした際、民法第 147 条第 1 項各号の事由(裁判上の請求、支払督促、和解・調停、破産・再生・更生手続参加)、民法第 148 条第 1 項各号の事由(強制執行、担保権の実行、競売、財産開示手続)が終了し、権利が確定した際などに効果を得る。



《時効の完成猶予》

時効の完成猶予とは、本来の時効期間が到来しても、なお所定の期間を経過するまでは時効が完成しないことをいいます。時効の完成猶予が生じる原因となる事実を完成猶予事由といい、民法で裁判上の請求等(民法 147 条第 1 項)、強制執行等(同 148 条第 1 項)、仮差押え等(同 149 条)、催告(同 150 条第 1 項)、協議を行う旨の合意(同 151 条)等が事由として定められています。



(9) 不納欠損

不納欠損処分とは、収納がないにもかかわらず徴収事務を終了させる決算上の処分である。債権が消滅した場合には、不納欠損調書を作成し、債権管理台帳等のその証となる書類を添付し、市長の決裁を受けた後、直ちに会計管理者に通知しなければならない。(由利本荘市財務規則第 49 条)

不納欠損処分を行った旨、債務者へ通知することができる。

(ア) 不納欠損処分について、市長の決裁後、直ちに会計管理者へ通知しなければならない。

(イ) 直近の市議会等で不納欠損の予算の専決報告をする。

(ウ) 市議会決算審査委員会で前年度の不納欠損処分の報告をする。

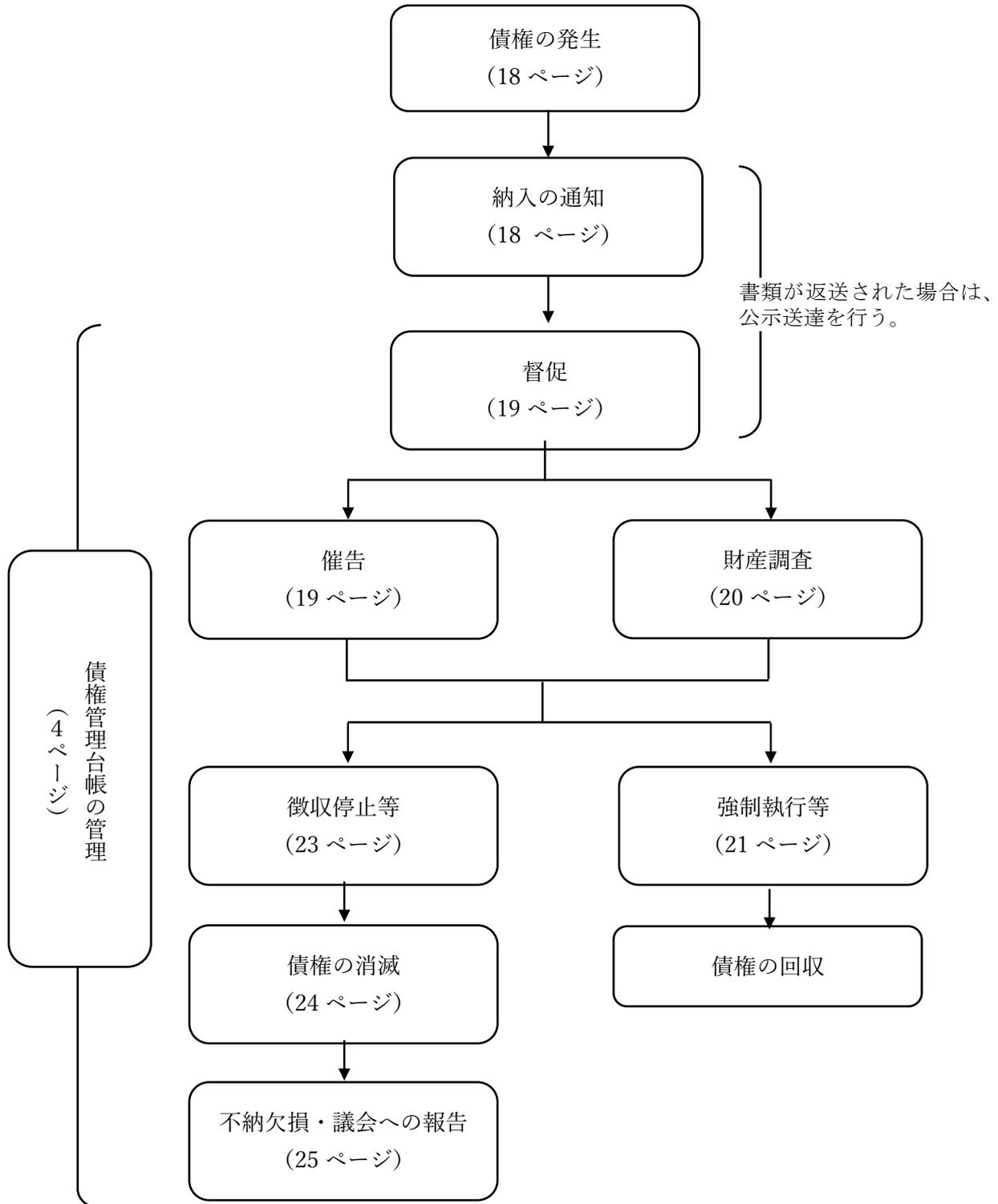
(10) 議会への報告

非強制徴収公債権を放棄したときは、議会に報告しなければならない。(債権管理条例第15条及び債権管理条例施行規則第10条)

「市長の専決処分事項の指定について(令和5年3月17日議会議決)」に基づき、専決処分した場合には、議会に報告し承認を求めなければならない。

3 私債権の管理

私債権フローチャート



(1)債権の発生

私債権は、公債権とは異なり、行政の処分でなく契約により発生する債権であることから、債権の発生時点において、今後の債権管理に必要な措置をとらなければならない。

ア 申込み

各債権の規定に基づいた、必要書類の提出により申込みを受理する。

申込み時には、必要に応じて税務情報等を確認できるよう、照会に同意する旨の書類を提出させる。

イ 担保の請求

債権に応じて必要な時は連帯保証人を設定する。

なお、連帯保証人を立てる場合には、連帯保証人の本人確認及び保証意思確認を必ず行い、保証人の財産状態の聴き取りをきちんと行ったうえで、書面によりその旨を保存しておく必要がある。

また、連帯保証人については以下のとおり債権に応じ資格要件、設定人数等を設定する。

(ア) 資格要件

① 弁済能力のある者(債務相当額の支払いが可能なる者)※職業、年収を確認する

② 市内外は問わない

(イ) 設定人数

資金貸付の債権 ～ 2名

使用料、賃貸料等の債権 ～ 1名

※契約時に設定した連帯保証人が死亡している場合は、新たに設定する。

ウ 決定

決定は、私法上の債権の場合には、あくまで契約に基づく行為であり、行政処分ではない。

このため、決定通知書又は契約書には以下の事項を記載しなければならない。

(ア) 債務者は、履行期限までに債務を履行しないときは、遅延損害金として一定の基準により計算した金額を市に納付しなければならないこと。

(イ) 分割して弁済させることになっている債権について、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

(ウ) 担保の付されている債権について、担保の価値が減少し、又は連帯保証人を不適当とする事情が生じたときは、債務者は、市の請求に応じ、増担保の提供又は連帯保証人の変更その他担保の変更を行わなければならないこと。

(エ) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は連帯保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

(オ) 債務者が(ウ)(エ)に掲げる事項についての定めに従わないときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

(2)納入の通知

地方公共団体の歳入を収入するときは、調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

(地方自治法第 231 条)

納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でなければならない。(地方自治法施行令第 154 条第3項)

≪公示送達≫

私債権の書類の送達及び公示送達については、地方自治法に規定されていないため、民法の一般原則によることとなる。

公示送達については、民法第 98 条の規定により「公示による意思表示」を行う。これは、送達を受けるべき者の最後の住所地を管轄する簡易裁判所に申立てを行い、当該裁判所の掲示板への掲示をするとともに、その掲示があった旨を官報に少なくとも1回掲載するものである。なお、裁判所が認めた場合は、官報の掲載に代えて、由利本荘市公告式条例第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示することができる。最後に官報に掲載した日又は掲示場に掲示をした日から2週間を経過したときに、相手に到達したものとみなされる。

(3)督促

ア 督促とは

督促とは、債務者が納期限を過ぎても納付をしない場合に、期限を指定してその納付を促す行為をいう。

イ 督促の時期

納期限後 20 日以内に、市長名で督促状を発する。(債権管理条例第 7 条、施行規則第 4 条)ただし、個別の法令がある場合は、その法令による。なお、督促状に記載する納期限は、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日とする。

ウ 督促の意義

法令の規定により地方自治体ができる納入の通知及び督促は、初回に限り時効更新の効力を有する。(地方自治法第 236 条第4項)私債権に係る督促についても、地方自治法施行令第 171 条が法令の規定とされるため、時効更新の効力を有することとなる。

エ 遅延損害金

私債権については、督促手数料及び延滞金を徴収することはできず、民法に基づく遅延損害金のみ徴収することができる。(民法第 419 条)

オ 不服申立て

私債権は、行政の処分により発生したものではないため、教示文は必要ない。

(4)催告

ア 催告とは

催告とは、債務者に債務の履行を求める裁判外の請求である。督促とは異なり、単なる納期限後の請求であるが、期限の定めがない債権に係る催告については、債務者に遅滞の責任を負わせることができる。(民法第 412 条)なお、催告では時効の更新の効力は生じないが、消滅時効の完成日以前に行った催告については、催告をした日から6か月を経過するまでの間は、時効の完成が猶予される。(民法第 150 条第 1 項)

イ 催告の要領

督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に履行を促すため、速やかに文書、電話、訪問等による催告及び折衝に着手する。

催告における債務者との折衝は、債務者の生活状況の正確な把握とともに、債務者の履行意思を確認し、今までの経過を十分理解してあたることが必要であり、強制執行に進むか、履行延期の特約等を行うかの見極めをするためにも、極めて重要な手段となる。

なお、連帯保証人を設定している場合には、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する催告を行う。

ウ 電話催告

- (ア) 自宅や携帯電話に対して行い、早期納入の依頼、納入予定時期の確認等を行うものとする。
- (イ) 電話後に折衝内容を債権管理台帳に記載する。

エ 文書催告

- (ア) 督促納期限後を経過しても、なお完納しないときは催告書を送付する。
- (イ) 原則年3回(9月、11月、3月)は実施するが、債権によって送付時期、回数を考慮し行う。
- (ウ) 連帯保証人を設定している債権については、連帯保証人に対しても催告する。

オ 臨戸訪問

- (ア) 電話催告や文書催告をしても効果がない、本人と接触できない、債務者の生活実態を把握する必要があるときは、臨戸訪問を行う。
- (イ) 徴税吏員証や身分証明書を必ず携帯する。

カ 折衝上の留意点

- (ア) 負担の公平性を説明し、期限内履行を求める。口座振替等の支払いやすい方法を勧める。
- (イ) 支払がない場合に、法的手続に進む可能性があることを説明する。
- (ウ) 不履行の原因、収入状況、負債状況、財産状況など聴き取る。
- (エ) 日頃から債権に関する法令に精通するよう努力し、適切な対応をできるようにする。
- (オ) 分納誓約などの合意を得る場合は、完納となる計画を立てる。
- (カ) 病気や多額の負債等で支払が困難な場合は、状況に応じ他部署と連携し対応する。

(5)財産調査等

ア 財産調査

強制徴収公債権とそれ以外の債権とは、財産調査のできる範囲、手法等に違いがある。強制徴収できる債権の場合は、国税徴収法の規定が準用されることから、預貯金、生命保険、保証金等の調査を行うことができるが、強制徴収できない債権の場合は、一部を除き、法令上、弁護士又は法務大臣の許可を受けた債権管理回収業者以外の者は行えない。(弁護士法第 23 条の2、債権管理回収業に関する特別措置法第 11 条)そのため、債務者の生活状況等の聴き取りが中心となることから、未納がある場合には、法的手段をとることを念押しするなど事前の対応が重要である。

(ア) 独自で調査できるもの

- ① 住民票(住民基本台帳法第 11 条、第 12 条の2)
- ② 戸籍謄本(戸籍法第 10 条の2第2項)
- ③ 不動産登記簿(不動産登記法第 119 条～第 121 条)
- ④ 商業登記簿(商業登記法第 10 条～第 11 条の2)
- ⑤ 自動車登録事項等証明書(道路運送車両法第 22 条)
※自動車登録番号及び車台番号下7桁が必要
- ⑥ 事件記録(民事訴訟法第 91 条、民事執行法第 20 条、刑事訴訟法第 53 条)

(イ) 弁護士に依頼し調査できるもの

- ① 所在調査
- ② 預金口座
- ③ 生命保険の解約返戻金請求権 など

イ 情報共有

私債権は、市の債権に係る納付金について納付遅滞となった債務者が同時に市税等を滞納している場合において、市税等に関する情報共有が可能である。(債権管理条例第 6 条第1項)

ただし、情報を漏えいした場合は、罰則を科されることとなる。(地方公務員法第 34 条第1項(守秘義務)、地方税法第 22 条)

(6)権利についての協議を行う旨の合意について

当事者間で権利についての協議を行う旨の合意が書面又は電磁的記録によってされた場合には、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効の完成が猶予される。(民法第 151 条)

(ア) その合意があった時から1年を経過した時

(イ) その合意において当事者が協議を行う期間(1年に満たないものに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時

(ウ) 当事者の一方から相手側に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6か月を経過した時

上記の時効の完成が猶予されている間にされた再度の合意についても時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない。

また、催告によって時効の完成が猶予されている間にされた上記の合意は、時効の完成猶予の効力を有しない。また、上記の合意により時効の完成猶予がされている間にされた催告についても、同様とする。

(7)強制執行とは

強制執行とは、国の執行機関(執行裁判所及び執行官)が、債権者の債権を強制的に実現させる制度である。強制執行は、債権者の申立てにより、債務者の財産を差し押さえ、これを直接交付したり、換価し、配当等を行ったりして債権を実現させる。

ア 担保権の実行

担保の付されている債権又は連帯保証人の保証がある債権については、担保の処分、若しくは競売その他の担保権の実行又は連帯保証人に対して履行を請求する。

イ 強制執行等

(ア) 債務名義の取得

担保権や保証人が設定されておらず、かつ、債務名義が取得されていない債権については、訴訟手続による履行請求を行い、債務名義を取得することが必要になる。

《債務名義とは》

債務名義とは、強制執行が予定されている私法上の徴収権の存在、範囲、債権者及び債務者を公に証明し、法律がこれに執行力を認めた公の文書のことである。強制執行を行うためには、債務名義が必要となる。(民事執行法第 25 条)

①通常訴訟(民事訴訟法第 133 条)

通常訴訟とは、民事訴訟法の原則的規定に従った通常の訴訟をいう。金銭の支払だけでなく、建物の明渡しなどの請求も可能であるため、貸付債権の回収から各サービスの利用料の滞納者への対応まで幅広い対応が可能である。なお、訴訟を提起するには、あらかじめ議会の議決を経ておく必要がある(地方自治法第 96 条第1項第 12 号)が、1件の金額が140万円以下の財産上の請求に係る訴えに関しては議会の議決は必要ない。

②少額訴訟(民事訴訟法第 368 条～第 381 条)

少額訴訟とは、少額の民事上の紛争について、紛争額に見合った時間と費用(経済的負担)と労力で、効果的に紛争を解決できるように手続をできる限り簡易にして迅速な解決を可能にしたものである。また、少額訴訟には、以下の特徴がある。

- ・ 訴訟の目的の価額が 60 万円以下の金銭の支払の請求を目的とする。
- ・ 少額訴訟は同一の簡易裁判所には年間 10 回までしか起こすことができない。
- ・ 被告の申述があった場合には、通常の訴訟手続に移行する。

- ・原則として、1回の口頭弁論期日で審理が完了する。
- ・少額訴訟の終局判決に対しては、控訴をすることができない。

③支払督促(民事訴訟法第 382 条～第 396 条)

支払督促とは、債権者の申立てのみを簡易裁判所書記官が書面で審査し、支払督促を発付し、債務者から異議が申し立てられない場合には債権者に債務名義を取得させる制度をいう。

その特徴は以下のとおりである。

- ・申立ての審査は、書面でのみ行われ、裁判所に出頭する必要はない。
- ・支払督促の送達から2週間以内に債務者から督促異議の申立てがされない場合には、裁判所に支払督促への仮執行宣言の付記を申し立て、債務名義を取得することができる。
- ・支払督促の申立てには、議会の議決は必要ない。ただし、督促異議の申立てがあったときは、訴えの提起があったものとみなされ、議会の議決が必要となる(地方自治法第 96 条第1項第 12 号)が、1件の金額が140万円以下の財産上の請求に係る訴えに関しては議会の議決は必要ない。

④起訴前の和解(民事訴訟法第 275 条)

起訴前の和解とは、民事上の争いについて当事者間で合意できるであろうという場合に簡易裁判所に対し和解の申立てをし、合意の結果を調書に記載することによって、訴訟上の和解としての効力(民事訴訟法第 267 条)を得ることができる簡便な手続である。その特徴は以下のとおりである。

- ・必要な手続は、起訴前の和解申立書の提出と期日の出頭のみであり、通常1回程度の期日で和解が成立する。
- ・申立手数料は、請求の価格にかかわらず 2,000 円(民事訴訟費用等に関する法律第 3 条別表第1の第9項)と低廉である。
- ・起訴前の和解を申し立てるには、あらかじめ議会の議決が必要である(地方自治法第 96 条第1項第 12 号)が、1件の金額が140万円以下の財産上の請求に係る調停に関しては議会の議決は必要ない。

⑤民事調停(民事訴訟法第 16 条)

民事調停とは、当事者の互譲の精神をもってする自主的な話し合いによる合意を尊重し、その合意が違法又は著しく不当でない場合に、これを調書に記載することによって、訴訟上の和解と同一の効力を持たせる制度である。(民事調停法第 16 条)なお、調停を提起するには、あらかじめ議会の議決を経ておく必要がある(地方自治法第 96 条第1項第 12 号)が、1件の金額が140万円以下の財産上の請求に係る調停に関しては議会の議決は必要ない。

(イ) 強制執行

強制執行は、債権者の申立てにより国の執行機関(執行裁判所及び執行官)が債権者の債権を強制的に実現させる制度である。強制執行出来るものについては以下のものがある。

不動産執行	対象	・土地や建物等の不動産。
	メリット	・換価金額が大きい。
	デメリット	・費用や時間がかかる。 ・抵当権等が設定されていると配当が回ってこない場合がある。 ・少額債権では、過剰差押として執行が認められない。
動産執行	対象	・家財道具や社債等。
	メリット	・迅速、簡便。
	デメリット	・換価金額が小さい。
債権執行	対象	・預金、給与等。

メリット	・確実な金銭債権があれば迅速、簡便に債権回収が可能。
デメリット	・確実な金銭債権を発見することが必要。

(8)徴収停止等(由利本荘市財務規則第 220 条)

地方自治法施行令では、長がとることのできる措置として、徴収停止(地方自治法施行令第 171 条の5)、履行延期の特約等(地方自治法施行令第 171 条の6)、免除(地方自治法施行令第 171 条の7)を定めている。

ア 徴収停止とは

徴収停止とは、具体的には債務者が行方不明になったり、法人である債務者が事業を休止したりして事実上徴収ができなくなる場合や、金額が少額で訴訟等の手段をとることが経済的合理性に欠ける場合に、以降その債権の保全及び取立てを停止する措置である。

徴収停止ができる場合については、地方自治法施行令第 171 条の5に規定がある。

- (ア) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (イ) 強制執行することによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- (ウ) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- (エ) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- (オ) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。強制執行の費用は差し押さえるべき財産の種類によって異なるから、(ウ)(エ)の該当性は、強制執行の措置をとるに経済的合理性があるのかという観点からそれぞれの案件に応じて判断すべきである。

なお、徴収停止は、単に地方自治体の内部においてする整理に過ぎず、債務の内容を変更するものではない。

また、徴収停止は債権の消滅事由ではないため、債権を消滅させるためには、地方自治法施行令第 171 条の7の規定に基づき免除するか、時効によらなければならない。徴収停止期間中も時効は進行していることから、債務者の所在や財産状況等を捕捉するなどし、債務者の資産状況が好転した場合等、事情の変更があったときは、徴収停止の措置を撤回しなければならない。

イ 履行延期の特約等

履行延期の特約とは、具体的には滞納金を分納させたり、もともと分納の予定であった1回あたりの償還金額を減額したり、文字どおり徴収を一定期間猶予したりすることを指す。履行延期の特約ができる場合については、地方自治法施行令第 171 条の6第1項に規定がある。

- (ア) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (イ) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (ウ) 債務者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (エ) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (オ) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、(ア)から(ウ)までに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

履行延期の特約をすべきか判断する際に重要な点は、履行延期の特約をすることが、市の徴収上有利であると認められるかどうかであり、徴収上有利でない場合には、強制執行又は徴収停止の段階に進むことが望ましい。

また、履行延期の特約を行う際には、債務不履行に備え、罰則等について契約書を取り交わすなど、事前

に措置を講じる必要がある。

ウ 免除

履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から 10 年を経過した後においてなお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

免除については、議会の議決は要しない。

(9)債権の消滅

ア 時効消滅

私債権については消滅時効期間が経過したときは、時効の援用により消滅する。

イ 債務免除

債務者が無資力またはこれに近い状態に該当し履行期限の特約・処分をした債権について、当初の履行期限から 10 年を経過した後、なお同様の状態にあり、弁済する見込みがないと認められるときは、免除できる。

ウ 債権放棄

私債権について以下のいずれかに該当する場合には、放棄することができる。

(ア) 消滅時効が完成したとき。

(イ) 法人の清算が終了したとき。

(ウ) 債務者の死亡後に限定承認があり、十分な弁済が見込めないとき。

(エ) 破産等により債務者がその責を免れたとき。

(オ) 強制執行等をした後でも、履行される見込みがないとき。

(カ) 徴収停止後も履行される見込みがないとき。

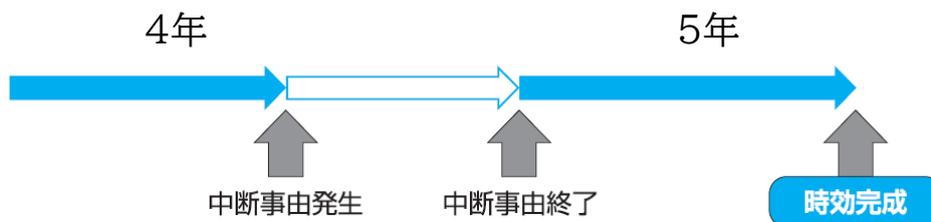
(キ) 債務者が失そう、行方不明その他これに準ずる事情にあり、十分な弁済が見込めないとき。

(ク) 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法の適用を受け又はこれに準じる状態)にあり、資力の回復が困難であるとき。

《時効の更新》

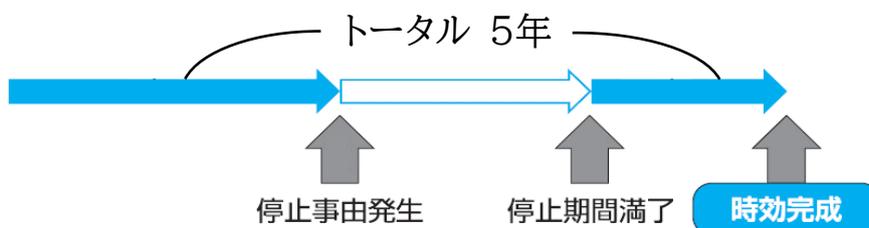
時効の更新とは、一定の事実状態が継続している場合に、それと相容れない内容の事実が発生したことにより、時効の進行が阻止されることである。

なお、時効が更新された場合には、すでに進行した時効期間の利益は失われ、新たな時効期間が進行することとなる。時効の更新事由には、納入の通知及び督促、債務承認(一部納付を含む。)をした際、民法第 147 条第 1 項各号の事由(裁判上の請求、支払督促、和解・調停、破産・再生・更生手続参加)、民法第 148 条第 1 項各号の事由(強制執行、担保権の実行、競売、財産開示手続)が終了し、権利が確定した際などに効果を得る。



《時効の完成猶予》

時効の完成猶予とは、本来の時効期間が到来しても、なお所定の期間を経過するまでは時効が完成しないことをいいます。時効の完成猶予が生じる原因となる事実を完成猶予事由といい、民法で裁判上の請求等(民法 147 条第 1 項)、強制執行等(同 148 条第 1 項)、仮差押え等(同 149 条)、催告(同 150 条第 1 項)、協議を行う旨の合意(同 151 条)等が事由として定められています。



(10)不納欠損

不納欠損処分とは、収納がないにもかかわらず徴収事務を終了させる決算上の処分である。債権が消滅した場合には、不納欠損調書を作成し、私債権放棄調書及び債権管理台帳等のその証となる書類を添付し、市長の決裁を受けた後、直ちに会計管理者に通知しなければならない(由利本荘市財務規則第 49 条)。

不納欠損処分を行った旨、債務者へ通知することができる。

- (ア) 不納欠損処分について、市長の決裁後、直ちに会計管理者へ通知しなければならない。
- (イ) 直近の市議会等で不納欠損の予算の専決報告をする。
- (ウ) 市議会決算審査委員会で前年度の不納欠損処分の報告をする。

(11)議会への報告

私債権を放棄したときは、議会に報告しなければならない。(債権管理条例第15条及び債権管理条例施行規則第10条)

「市長の専決処分事項の指定について(令和5年3月17日議会議決)」に基づき、専決処分した場合には、議会に報告し承認を求めなければならない。

参考資料

公債権と私債権の分類表

分類	公法上の債権			私法上の債権
	強制徴収公債権		非強制徴収公債権	私債権
	地方税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分担金、過料、加入金 ・ 法律で定める使用料、手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律で定めのない使用料、手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産収入、貸付金等
督促	地方税法の規定による	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項		地方自治法施行令第 171 条
滞納処分	地方税法の規定による	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第 231 条の 3 第 3 項 ・ その他個別法の規定 	—	
強制執行等	—		地方自治法施行令第 171 条の 2	
消滅時効	原則 5 年(時効の援用は不要)			<ul style="list-style-type: none"> ※令和 2 年 4 月 1 日以降 ・ 主観的起算点から 5 年 又は、 ・ 客観的起算点から 10 年
	地方税法の規定による	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第 236 条第 1 項 ・ その他個別法の規定(5 年未満の債権もあり) 	地方自治法第 236 条第 1 項	
由利本荘市の主な債権事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税 ・ 国保税 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期高齢者医療保険料 ・ 保育所入所者負担金 ・ 生活保護法第 63 条返還金 ・ 生活保護法第 78 条徴収金 ・ 介護保険料 ・ 下水道事業受益者負担金 ・ 下水道使用料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出羽丘陵東部区域広域農業開発事業負担金 ・ 集落排水施設使用料 ・ 生活保護費過支給戻入 ・ 一般被保険者返納金 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区有地の貸付料(石脇財産区) ・ 有線テレビ使用料 ・ 福祉医療費返還金 ・ 一般被保険者返納金 ・ 退職被保険者等返納金 ・ 住宅整備資金貸付金元利収入 ・ 市営住宅使用料 ・ 奨学資金貸付金元利収入 ・ 学校給食費 ・ 水道料金(上水) ・ ガス料金 他

参考様式1 督促状

督促状

年 月 日

〒000-0000

由利本荘市〇〇

〇〇〇〇 様

由利本荘市長 〇〇〇〇

〇〇債権について、下記のとおり未納となっていますので、下記指定納期限までに納付されますよう督促します。

この督促状の指定納期限までに納付されない場合には、やむを得ず法的措置の手続をとることがあります。なお、本書の到着前までに納付済みの場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。

指定納期限	年 月 日
-------	-------

記

1 債権の名称

〇〇債権

2 金額

金〇〇〇,〇〇〇円

3 納付方法

本状では納付できませんので、先にお送りしている納入通知書をお持ちになって、納入 通知書に示す金融機関でお支払いください。

納入通知書を紛失された方は、本状をご持参くだされば再発行いたします。

この通知に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に由利本荘市長に審査請求をすることができます。

問い合わせ先 由利本荘市〇〇部〇〇課

電話番号 000-000-0000

参考様式2 催告書

催 告 書

年 月 日

〒000-0000

由利本荘市〇〇
〇〇〇〇 様

由利本荘市長 〇〇〇〇

〇〇債権について、すでに督促状により通知しましたが、いまだ納付されていません。ついては、下記指定納期限までに必ず納付されますよう通知します。

この催告書の指定納期限までに納付されない場合には、財産の差押え等の法的措置をとることを申し添えます。(また、連帯保証人〇〇〇〇様に請求を行いますので、あらかじめご了承ください。)

なお、本書の到着前までに納付済みの場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。

指定納期限	年 月 日
-------	-------

記

1 債権の名称

〇〇債権

2 金額

金〇〇〇,〇〇〇円

3 納付方法

本書では納付できませんので、先にお送りしている納入通知書をお持ちになって、納入通知書に示す金融機関でお支払いください。

納入通知書を紛失された方は、本状をご持参いただければ再発行いたします。

問い合わせ先 由利本荘市〇〇部〇〇課〇〇
電話番号 000-000-0000

参考様式3 放棄したその他の債権の報告について

報告第〇〇号

放棄したその他の債権の報告について

由利本荘市債権管理条例（令和5年由利本荘市条例第4号）第14条の規定により、市のその他の債権について、別紙調書のとおり放棄したので、同第15条の規定により報告する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

由利本荘市長

参考様式4 私債権放棄調書

私債権放棄調書（総括表）

No.	債権の名称（担当課）	債権の額	債権の件数
1		円	件
2		円	件
3		円	件
4		円	件
5		円	件
6		円	件
7		円	件
8		円	件
9		円	件
10		円	件
合 計		円	件

令和○年度 由利本荘市債権管理条例第14条第1項に伴う私債権放棄調書

債権の名称 _____

担 当 課 _____

No.	債権の額	債権放棄日	放棄した事由		
			債権発生日	事 由	備 考
1	円	令和○年 ○月○日	平成○年 ○月○日	生活保護 (条例第14条第1項第1号)	
2	円			破産免責 (条例第14条第1項第2号)	
3	円			消滅時効 (条例第14条第1項第3号)	
4	円			無資力・回復困難 (条例第14条第1項第4号)	
5	円			無資力・回復困難 (条例第14条第1項第5号)	
6	円			死亡 (条例第14条第1項第6号)	
7	円			行方不明 (条例第14条第1項第7号)	
8	円				
9					
10					
計	円				

(目的)

第1条 この条例は、市が有する債権の徴収等に関し必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正化を図り、もって市の公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく徴収金に係るものをいう。
- (3) 公課 市税以外の市の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) その他の債権 市の債権のうち、市税及び公課以外のものをいう。
- (5) 条例等 条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)をいう。

(法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令及び条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長及び地方公営企業法第7条に規定する管理者(以下「市長等」という。)は、法令及び条例等の規定に基づき、適切かつ効率的に市の債権を管理しなければならない。

2 市長等は、市の債権の管理の適正化を図るため、債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、別に定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

(滞納者情報の相互利用)

第6条 市の債権に係る納付金について納付遅滞となった債務者が同時に市税等を滞納している場合においては、同一の実施機関(由利本荘市個人情報保護法施行条例(令和5年由利本荘市条例第2号)第2条第2項に規定する実施機関をいう。)内において市税等に関する情報を利用し、又は提供することができる。

2 前項の規定により利用し、又は提供を受けた情報は、市の債権の管理に関する事務以外に利用してはならない。

(督促)

第7条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第8条 市長等は、市税及び公課の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第9条 市長等は、その他の債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されているその他の債権(保証人の保証があるものを含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のあるその他の債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しないその他の債権(第1号に該当するその他の債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第10条 市長等は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第11条 市長等は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第12条 市長等は、その他の債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第13条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係るその他の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係るその他の債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)に係るその他の債権は、徴収すべきものとする。

(債権の放棄)

第14条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係るその他の債権を放棄することができる。

(1) 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権に

つきその責任を免れたとき。

- (3) 当該債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)
- (4) 第9条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- (5) 第12条の規定により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用並びに他に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (7) 債務者が失そう、行方不明その他これに準ずる事情にあり、かつ、徴収の見込みがないと認められるとき。

(報告)

第15条 市長は、前条の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、由利本荘市債権管理条例(令和5年由利本荘市条例第4号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「市の債権」とは、条例第2条に規定する市の債権をいう。

(債権管理台帳の整備)

第3条 条例第5条の規定による台帳は、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)により作成するものとする。

2 債権管理台帳には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 債務者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- (2) 市の債権の名称
- (3) 市の債権の種類
- (4) 市の債権の金額
- (5) 市の債権の根拠法令等
- (6) 市の債権の発生の原因及び年月日
- (7) 履行期限
- (8) 利率その他利息に関する事項
- (9) 担保(保証人の保証を含む。)に関する事項
- (10) 履行の状況
- (11) 履行の遅滞に係る延滞金、損害賠償金その他の徴収金に関する事項
- (12) 市の債権の管理に係る措置に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(督促)

第4条 条例第7条の規定による督促は、納期限を経過した日から起算して20日以内に督促状により行うものとする。この場合において、督促状で指定すべき納期限は、発行した日から起算して10日以内とする。

(強制執行等までの期間)

第5条 条例第9条の相当の期間は、1年を超えない期間とする。

(履行延期の特約等の手続)

第6条 市長は、由利本荘市財務規則(平成17年由利本荘市規則第40号)第221条に規定する履行延期の特約等を認めたときは、債務者に対し次の条件を付する。

- (1) 債権の保全上必要があると市長が認める場合において、市長の求めに応じて債務又は財産の情報について報告し、又は資料を提出すること。
- (2) 市の保有する当該債務者の情報のうち、債権の管理に必要な情報を市長が利用することについて、承諾すること。
- (3) 債権の全部又は一部について、法令等又は契約に定めるもののほか、次に掲げる場合には、履行延期の特約等を取り消し、又は履行期限を繰り上げることができること。
 - ア 債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された金額についてその延期に係る履行期限から2月を経過した後においてもなお履行しないとき。
 - イ 債務者が、故意に財産を隠匿し、損壊し、若しくは処分したとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - ウ 債務者が当該履行延期の特約又は処分に付された条件に従わなかったとき。
 - エ 債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたとき等で、市が債権者として債権の申出をすることができるとき。
 - オ 法令等又は契約により、期限の利益を喪失する要件に該当したとき。
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、債務者の資力の状況その他事情の変化により、当該履行延

期の特約又は処分によることが不適當となったと認められるとき。

2 市長は、履行延期の特約又は処分を解除し、又は取り消すときは債務者に通知するものとする。
(徴収停止措置までの期間)

第7条 条例第12条第1項の相当の期間は、1年を下回らない期間とする。
(債権の放棄)

第8条 市長は、条例第14条第1項の規定による債権の放棄を行うときは、債権放棄に関する調書を作成したうえ当該債権放棄に関する審査をしなければならない。
(徴収停止措置から債権の放棄までの期間)

第9条 条例第14条第1項第5号の相当の期間は、1年を下回らない期間とする。
(議会への報告)

第10条 条例第15条の規定による議会への報告は、債権の種類及び額その他市長が必要と認める事項について行うものとする。
(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○市長の専決処分事項の指定について

令和5年3月17日
議会議決

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により、次の事項を市長において専決処分することができるものとして指定する。

- 1 法第96条第1項第12号に規定する事項のうち、目的物の価格が140万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 2 法第96条第1項第13号に規定する法律上市の義務に属する1件100万円未満の損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。
- 3 法第286条第1項の規定に基づき、市が加入する組合を組織する地方公共団体の数の増減若しくは共同処理する事務の変更又は規約の変更について、関係地方公共団体と協議を行うこと。
- 4 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約において、500万円以内の増額又は減額で変更契約を締結すること。

附 則

市長の専決処分事項の指定について(平成31年3月19日由利本荘市議会議決)は、廃止する。